

MHM Asian Legal Insights

Special Edition: Vol.9 (May 2020)

シンガポール調停条約: 国際紛争解決のあり方をどのように変えるか

国際的な調停による和解合意に関する国連条約、通称「シンガポール調停条約」(以下「本条約」又は「シンガポール調停条約」という)が2020年9月12日に発効を迎える。本条約は、調停によって締結された和解合意に基づく強制執行を容易にすることによって、国際紛争の解決手段としての調停の機能を拡充することを目的としている。

従前、調停については、当事者間で和解合意が成立したとしても、一方当事者が任意に和解合意に基づく義務を履行しない場合、強制執行を行うためには結局裁判や仲裁を提起する必要があった¹。本条約の主眼は、この問題点を解決する点にある。すなわち、本条約は、仲裁に関するニューヨーク条約²と同様、調停による和解合意について、加盟国の裁判所において別個の裁判や仲裁を経ることなく強制執行を行えるようにすることにより、調停の実効性を高めている。

本稿では、シンガポール調停条約の目的や意義、国際商事紛争解決に与えるであろう影響について概説する。

シンガポール調停条約における「調停」の意味

シンガポール調停条約において、「調停」とは、その名称や手続の根拠にかかわらず、「調停人」の補助を得て当事者が行う紛争の友好的解決に向けた試みを指す。調停人は紛争解決を促進する者であるが、本条約の適用を受けるためには、紛争当事者に一定の内容の解決策を強制する権限を有しないことが必要とされている。調停人は、典型的には当事者又は当事者の利用する調停機関によって選任される。調停においては、調停人と当事者が双方の協議によって具体的な調停手続の内容(期日の回数、調停を試みる期間、調停で協議する事項など)が定めることが一般的である。

本条約における調停と日本の民事調停等との主な違いとして、前者においては、調停プロセスのすべての側面について当事者が自主的に決定し得るという点が挙げられる。調停人の人数や選任方法、調停を進めるうえでのルール等については、実務上、契約書の紛争解決条項に規定されることが多い。

¹ 日本では、民事調停に基づく和解(調停調書)は、判決や仲裁判断同様に強制執行が可能である。

² 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(通称ニューヨーク条約)は、加盟国で行われた仲裁判断について、他の加盟国の裁判所において承認を受け執行することができる。

MHM Asian Legal Insights

条約発効に至るタイムライン

シンガポール調停条約は2018年12月に国連総会で採択され、2019年8月7日から署名が可能となった。シンガポールが主催した署名式では、中国、インド、米国を含む46カ国が署名を行い、2020年4月30日現在、52カ国が署名国となっている。日本は本稿執筆時点では署名を行っていないが、後述するとおり、一定の場合、日本企業も本条約を利用することができる（あるいは、相手方から利用され得る）点には注意を要する。

2019年9月25日のシンガポール及びフィジーによる批准に続き、2020年3月12日にカタールが本条約を批准した。これにより、3か国以上が批准した日の6か月後に発効することとされていたシンガポール調停条約は、2020年9月12日に発効することとなる。シンガポールでは、同条約に関する国内法として「2020年シンガポール調停条約法」が2020年2月4日に可決されており、COVID-19の発生による世界経済の低迷が予想される中、調停や円満解決へのニーズが高まることが予想されることから、同法の制定は時宜を得たものといえる。

条約の主な特徴

シンガポール調停条約の加盟国においては、以下の条件を満たす「国際的な和解合意」の強制執行が認められることになる。

- (1) 和解合意が、以下に該当しないこと
 - a) 個人、家族、又は家庭に関する目的のために一方当事者（消費者）が関与した取引から生じた紛争を解決するために締結された和解合意
 - b) 家族法、相続法、雇用法に関する和解合意
- (2) 和解合意が書面（電磁的方法を含む）で締結されていること
- (3) 和解合意に紛争の当事者及び調停人が署名していること
- (4) 国際的な和解合意であること、すなわち、締結時点において以下のいずれかを満たすこと
 - a) 少なくとも2人の当事者が異なる国に事業所を有していること
 - b) 和解合意の重要な部分が履行される国又は和解合意の対象が最も密接に係っている国が、当事者の事業所とは異なる国であること
- (5) 以下のいずれかに該当しないこと
 - a) 和解合意が無効である場合
 - b) 権利能力を欠く当事者によって和解合意が締結された場合
 - c) 和解合意が既に履行されている場合
 - d) 和解合意が不明確である

各加盟国は、和解合意の強制執行に関する国内法を制定することが求められる。シンガポールは、上記のシンガポール調停法（Singapore Convention on Mediation Act）でこれを実施しており、同法に基づいて詳細な手続規則を制定することとされている。

MHM Asian Legal Insights

国内法が制定されれば、加盟国の裁判所は、所定の手続を経ることにより、別個の判決や仲裁判断を必要とすることなく和解合意の内容を直ちに執行することができる。

調停のメリット

商事紛争における訴訟・仲裁に代わる紛争解決手段として、調停はその存在感を増しており、シンガポール調停条約においてもそのことが言及されている。調停のメリットは数多く指摘されているが、代表的なものとして以下の点が挙げられる。

(a) 柔軟な解決

交渉と同様、当事者が合意すればどのような内容の解決も行うことができる。通常、金銭の支払いをはじめとする特定の内容の判決・決定や保全処分に限定されている訴訟や仲裁とは異なり、調停においては、資産・事業の移転、新たな取引関係の設定など、当事者の利害が合致する範囲でいかなる内容の合意も可能である。

(b) コストの削減

調停の手続はフレキシブルであり、必要に応じ当事者間で直接コミュニケーションをとることも可能であるため、紛争の早期解決が期待できる。まず、訴訟や仲裁とは異なり、調停においては、提出書面の作成や各種手続、証人尋問などに時間と労力を費やす必要はない。また、事案が複雑である場合などには、全ての当事者が第三者である調停人による交通整理の下、直接コミュニケーションをとることで、双方の要望や懸念などを理解したうえで紛争解決を図ることができる。実際、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における仲裁判断までの平均所要時間は13.8か月とされている一方³、調停においては、通常調停人の選任後1日か2日で調停期日が設定される。

(c) 取引関係の維持

調停においては、当事者は直接コミュニケーションを取ることができるため、紛争に至る経緯や将来の関係再構築に関して議論を行うことができる。当事者間の取引を終了し、変更し、あるいは条件について再交渉することも可能である。結果として特定の取引が終了したとしても、双方の合意に基づく終了であるため、当事者間の関係性そのものは維持される場合も多い。対決的色彩が強い訴訟や仲裁とは大きく異なる点といえよう。

³ <https://www.siac.org.sg/69-siac-news/499-siac-releases-costs-and-duration-study>

MHM Asian Legal Insights

(d) 守秘性

調停手続におけるコミュニケーションや調停のためになされた一切のコミュニケーションの内容、調停の結果成立した合意の内容については、原則として公表されず、当事者に守秘義務が課される。

今後の展望

増加を続ける仲裁費用と COVID-19 の発生による世界経済の低迷を背景として、シンガポール調停条約に基づく調停は国際的紛争解決における第二の選択肢となる可能性を秘めている。シンガポール国際調停センター（SIMC）によれば、全世界の調停機関における調停成立率は 70% であり、SIMC における調停成立率は 85% にまで上るとされている⁴。調停が有効な紛争解決手段であることを示す一つの指標と言えよう。

他方、シンガポール調停条約の実効性は、その加盟国数、すなわち調停による和解合意が執行可能となる国の数によって大きく左右されることにも留意を要する。本稿執筆時点では、本条約が発効する 2020 年 9 月 12 日以降に和解合意の執行が可能となるのが確実なのは、本条約を批准済みのシンガポール、フィジー、カタールの 3 カ国でのみであるが、既に本条約への署名を完了し、調停への関心も大きい中国、米国、インド、韓国を中心に、近い将来、多くの国が本条約を批准することが期待される。他方、それ以外の国においては、現下の経済の低迷への対応の必要性から、本条約の批准により時間を要する可能性も否定できない。また、現時点では英国及び EU 加盟国はいずれも本条約に署名していないことにも留意を要する。

シンガポール調停条約は、実効的な国際商事紛争解決手段としての調停の重要性を高めるものであり、調停に関与する専門家や学者は、条約加盟国を増やし本条約の実効性をより高めるべく、取組みを続けている。ただし、実務に携わる担当者としては、加盟国の状況にかかわらず、時間的・金銭的コストを抑えながら紛争解決を行う調停が有効な紛争解決手段となりうる可能性を認識しておく必要がある。

おわりに～日本企業にとっての調停～

日本企業としては、日本がシンガポール調停条約に加盟していなくとも、条約加盟国においては、調停による和解合意を強制執行し得るという点には留意すべきであろう。同様に、調停による和解合意に基づき、条約加盟国に所在する自社の資産等に対する強制執行等が行われる可能性があるという点にも注意を要する。

一般に、日本企業は円満解決を望むケースが多いと言われている。そのような当事者にとって、効果的な強制執行メカニズムを備えた調停は、魅力的な紛争解決手段の一つといえる。日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合、調停の持つ柔軟性や効率性、

⁴ <http://simc.com.sg/blog/2018/06/11/simc-criteria-panel-mediators/>

MHM Asian Legal Insights

当事者間の関係性をより重視する側面を活用し、より良い形で紛争解決を行う可能性を検討する価値があろう。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

Editorial Team 編集責任者



Kana Manabe 真鍋 佳奈
Partner パートナー
Tel: +65-6593-9762 (Singapore)
kana.manabe@mhm-global.com



Chong Chia Chi チョン・チ
ア・チー
MHM Singapore Counsel
MHM シンガポールカウンセラー
Tel: +65-6593-9759 (Singapore)
chiachi.chong@mhm-global.com



Ryo Kawabata 川端 遼
Associate アソシエイト
Tel: +65-6593-9758 (Singapore)
ryo.kawabata@mhm-global.com

(Contacts)
Public Relations
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com